

心理学研究査読規則

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(2)に基づき、本学会の機関誌「心理学研究(以下、本誌という)」への投稿論文の査読は、本規則の定めるところによる。
- 2 本誌に投稿された論文は、日本心理学会事務局(以下、事務局という)により次の手続きをとる。
 - (1) 投稿された論文について、論文の体裁が要求される基準を満たしているかどうかを、事務局が確認する。
 - (2) 基準を満たしている場合、受稿に進め、心理学研究編集小委員会(以下、本小委員会)委員長および副委員長(以下、正副委員長という)に、担当編集委員選定の依頼を行い、投稿論文の到着日を受稿日とし、著者に受稿した旨を通知する。
 - (3) 基準を満たしていない場合、著者に修正を求め、適切に修正されるまで、受稿には至らない。
- 3 受稿した論文は、次の手続きにより、担当編集委員および査読者を決定する。
 - (1) 正副委員長が担当編集委員を決定する。この時、担当編集委員は、著者と利害関係のある者(共同研究者、アドバイザー等)は避ける。
 - (2) 担当編集委員は、査読者2名を選定する。この時、著者と利害関係のある者は避ける。査読者には、非会員および担当編集委員自身を含めることができる。なお、正副委員長において、担当編集委員が選定した査読者が不適切だと判断した場合、担当編集委員に再選定を求めることができる。
 - (3) 第3条第1号の担当編集委員の決定前、第3条第2号の査読者の選定前、いずれの段階でも、掲載の適切性を確認する。掲載が不適切だと判断された場合、通常の査読を経ず、不採択(以下、デスク・リジェクションという)とすることができる。
 - (4) デスク・リジェクションの場合、本小委員会において、その旨を報告する。
- 4 査読者は、所定の期間内に査読を行い、担当編集委員にその結果を送付する。やむを得ず期間内に行えない場合は、担当編集委員および事務局にその旨を連絡する。
- 5 担当編集委員は、査読者からの結果が届いた時点で、その内容を検討し、改稿依頼、採択、不採択の総合評価を行う。ただし、査読者の評価が分かれた場合、第3査読者の選定を行うか、またはそのまま総合評価を行う。また、必要に応じてコメントの調整を行い、自らの修正要求やコメントを添える。
- 6 事務局は査読結果を著者に知らせ、必要に応じて改稿を求める。改稿期間は原則1ヵ月とし、結果が届いてから3ヵ月経過しても、改稿ができない場合は取下げ処分と判断されることもある。
- 7 改稿原稿についても、第2条第1号、第2条第3号と同様に論文の体裁が要求される基準を満たしているかどうかを、事務局が確認する。基準を満たしている論文については、事務局が改稿原稿を担当編集委員に送付する。

- 8 担当編集委員は、改稿原稿について、再査読を依頼するか、採択、不採択とするかを判断し、再査読を依頼する場合は、前稿の査読者に依頼することができる。ただし、査読者の前回の評価によっては、依頼を行わない場合もある。
- 9 第4条―第8条の過程を、担当編集委員が採択または不採択と判断するまで繰り返す。
- 10 担当編集委員が採択または不採択と判断した場合、その理由を添えて本委員会に提案する。本委員会において、その判断を審議・決定する。
- 11 本委員会で決定した採択または不採択の最終結果を、事務局から著者に通知する。
- 12 著者への結果通知とあわせて、査読者にも最終結果を知らせる。査読者が査読過程の開示を求めた場合、事務局から通知する。
- 13 著者が不採択、デスク・リジェクションに異議がある場合には、1ヵ月以内に編集委員会にその旨を申し立てることができる。
- 14 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規則は、2023年4月1日より施行する。